

令和4年 5月13日 施行

道路交通法 『自動車の積載の制限及び 大型・中型・二種免許取得の受験資格』 が変わります

令和4年 5月13日から 施行 変わります! 自動車の積載制限

『自動車の積載の制限の見直し』等と内容とする道路交通法施行令の一部を改正する政令により、積載物の長さや幅等についての制限が変わりました。

積載物の長さや幅は、車体の長さや幅の1.2倍まで

改正により、一部の制限外積載許可申請が必要になります	改正令の施行前		改正令の施行後	
	長さ	幅	長さ	幅
積載物の長さの制限 (積載物の長さ)	自動車長さの10分の10の長さを超えないこと	自動車幅	自動車長さの10分の2の長さを超えないこと	自動車幅にその幅の10分の2の幅を超えないこと
積載物の高さの制限 (積載物の高さ)	自動車長さの10分の10の長さを超えないこと	自動車幅の範囲から自動車長さの10分の2の長さを超えないこと	自動車長さの10分の2の長さを超えないこと	自動車幅の範囲から自動車長さの10分の1の幅を超えないこと

ココは変わりません! 以下の自動車の積載に関する留意事項は変わりません。安全運転を心がけましょう。

- 積載物の重さや積載方法の制限
- 積載物の重さや積載方法の制限
- 積載物の重さや積載方法の制限
- 積載物の重さや積載方法の制限
- 積載物の重さや積載方法の制限

警察庁・都道府県警察

制限外積載許可制度とは?

貨物が分割できないものであるため、積載物の重量、大きさや積載の方法の制限を超えることとなる場合において、制限を超える積載をして車両を運転する方が、出発地を管轄する警察署長の許可を得るための手続です。

制限外積載許可の申請を行います。出発地の警察署長に申請を行います。

施行後はこうなる! 積載物の大きさの制限

長さ
自動車の長さの10分の2の長さを超えないこと

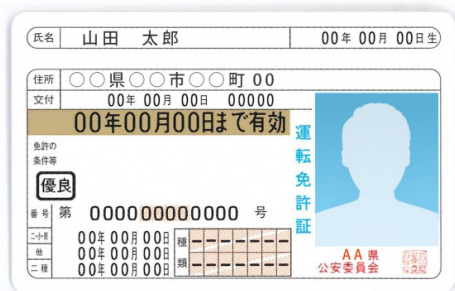
幅
自動車の幅の10分の2の幅を超えないこと

高さ
3.8メートル(軽四及び三輪自動車は2.5メートル)からその自動車の積載場所の高さを減じた高さを超えないこと

施行後はこうなる! 積載方法の制限

前後
自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出す場合

左右
自動車の車体の左右から自動車の幅の10分の1の幅を超えてはみ出す場合



めんきょしゅるい 免許種類	う ねんれい 受けられる年齢など	じゅげんしかくときれいきょうしゅる 受験資格特例教習
おおがためんきょ 大型免許	さいいじょう ・21歳以上 ちゅうがた ちゅうちゅうがた ふつう だいたく ・中型、準中型、普通、大特 いづれかを受けていた まかん ねんいじょう 期間が3年以上	さいいじょう ・19歳以上 ふつうめんきょ ・普通免許などを受けて いた期間が1年以上 わかんなんさんてんまかん ほんらい 若年運転期間(本来 めんきょしゅとくねんれい たつ 免許取得年齢に達す ひ る日まで)中に こうつういぼん ろいせき てん 交通違反をし累積3点 いじょう ばあい 以上になった場合 わかんなんさんてん しやこうしゅる 「若年運転者講習」の じゅこう きむ 受講義務 ふじこう さいど いってい 不受講や再度一定の きじょうん たつ 基準に達した場合 はとくれいしゅとくめんきょ と 特例取得免許が取り け 消しとなる
ちゅうがためんきょ 中型免許	さいいじょう ・20歳以上 じゅんちゅうがた ふつう だいたく ・準中型、普通、大特い れかを受けていた期間 ねんいじょう が2年以上	
にしゅめんきょ 二種免許	さいいじょう ・21歳以上 おおがた ちゅうがた しゅんちゅうがた ・大型、中型、準中型、 ふつう だいたく 普通、大特いづれかを を受けていた まかん ねんいじょう 期間が3年以上	
じゅんちゅうがためんきょ 準中型免許	さいいじょう 18歳以上	
ふつうめんきょ 普通免許		

訂正内容

令和4年5月13日の改正に伴い道路交通法の一部が変更されるため、弊社リーフ及び問題集の一部の変更があります。下記の訂正内容を参照してください。改正された部分に該当する問題が出た場合は十分にご注意ください

合格のために覚えなければいけないポイント

Eの表は以下のように変更となります

	重量	積載物		
		長さ	幅	高さ(地上から)
自動車(二輪・ミニカーを除く)	車検証に記載されている最大積載量	自動車の長さの ①分の 2	自動車の車幅の ①分の 2	②_____ m 以下 (三輪・660cc以下の普通自動車は ③ m以下)
積載方法の制限(自動車のみ)		自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出しはできない	自動車の車体の左右から自動車の幅の10分の1の幅を超えてはみ出しはできない	
自動二輪車(側車付きを除く)	④ Kg			
原付	⑤ Kg	荷台+ ⑥ cm	荷台+ 左右 ⑦ cm	地上から ⑧ m以下

E 答：① 10 ② 3.8 ③ 2.5 ④ 60 ⑤ 30 ⑥ 30 ⑦ 15 ⑧ 2



No 3 問題28

【問題文】

貨物自動車は全長の10分の1までの長さなら、前後からはみ出して積載してよい。

【解答・解説】

○
積載できる荷物の長さは車体の長さに10分の2の長さを加えたものを超えたもの、荷物の幅は車体の幅に10分の2の長さを加えたものを超えるものは積載できない。積載する方法としては自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出したり、自動車の車体の左右から自動車の幅の10分の1の幅を超えてはみ出して積載することはできません。